

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき	1 契約の概要 本事業は、IAMAS が確立してきたデザイン思考、システム思考に関わる知見について、演習及び実習を通して、イノベーション創出に活用し、岐阜県の第4次産業革命を支える人づくりプロジェクトに資するためのものである。岐阜県内中小企業の技術者を対象とする人づくりプロジェクトとして、必要な知識・効果的な手法を身につけるためのプログラムを実施する。他分野の専門家を交えた実践的なワークショップの中から思考方法を学びつつ、県内外の IT 先端技術企業の協力を得て、中小企業の企画開発力を高めるとともに、新ビジネス創造や生産プロセス革命を支援するため「岐阜イノベーション工房プロジェクト」を実施する。 主に次の業務内容を行う。 (1) 運営管理（事業全体） (2) 事前準備（知的財産権の監督、参加者募集、啓発等） (3) 演習、実習プログラムの運営管理 (4) 意見交換会、成果・進捗報告会等の運営管理 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 演習プログラム（プロトタイプ製作ほか）終了後には、参加者の実習プログラムを予定しており、演習で学んだ内容を生かし、参加者の自主的な取り組みについて技術的な助言及び支援を行う事業内容としている。高度な知識・技術や構成員、ノウハウや応用力を要する。公募により企画・技術等の提案を受け、その中から意欲及び実績・技術能力を有する事業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用し、県の事業の目的に最も合致した企画・技術を提案した事業者に委託する必要がある。 また、公募型プロポーザルにより、提案者が考える事業実施の手法、実施体制及びスタッフなどが比較確認でき、本業務の実施能力を有する最も優れたものを選択することができる。 以上のことから、指名競争入札等の価格競争ではなく、別に定めるプロポーザル参加条件に該当する者のうち、最も優れた提案を行った者を選定することが適当である。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 有限会社トリガーデバイスは、令和8年5月19日に開催した「岐阜イノベーション工房 2026 運営管理委託業務」評価会議において、最優秀提案者として選任された者であるため。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。